

# 企業集団内部統制システムの開示と監査役・監査人 監査

|       |                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者: 明治大学法科大学院<br>公開日: 2017-02-06<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 藤原, 俊雄<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/10291/18387">http://hdl.handle.net/10291/18387</a>                            |

# 企業集団内部統制システムの開示と 監査役・監査人監査<sup>☆</sup>

Discloser and Audit by Auditor and Accountant  
of Internal Control System in Corporate Groups

藤 原 俊 雄

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 内部統制システムの開示
- 三 内部統制監査
- 四 会社法上の内部統制と財務報告に係る内部統制との関係
- 五 結びに代えて

## 一 はじめに

企業は、単体でも存在することができる。しかし、通常は多数の企業が集団を成している。もっとも、その企業集団なるものも実態は多様である上に、企業集団という聞き慣れた呼び名にもかかわらず、それ自体につき明確な法令上

---

<sup>☆</sup> 筆者は、表記の問題につき新しい法令等に基づき、多少の検討をしたことがある（拙稿「企業集団内部統制の開示と監査役・監査人監査」企業会計 64 巻 4 号 59 頁以下（2012））。しかし、そこでは紙幅の制約から、ほとんど骨子とでもいうべき内容しか述べることができなかった。そこで、ここにおいて、もう少し詳しく論じることにした。西莚、角田両先生には、同じ「14 号館の住人」として、大変お世話になった。本拙稿をもって、お礼の言葉に代えさせていただきたいと思う。

の定義があるというわけでもない。ここでは、とりあえず親会社が子会社の事業と財務に関わる方針を支配しており、子会社側はそれに基づき企業活動を実施するようないくつもの企業の集合体のことだとしておこう。

周知のとおり、第二次世界大戦後の財閥解体とも関連して制定された独占禁止法によって純粋持株会社は禁止されていた。その当時の企業集団は、その集団内の主要な企業どうしが株を持ち合ったり循環的に保有し<sup>(1)</sup>、その上に集団としての戦略を協議する場である社長会を置くといった構造になっていた。ここでは、むしろ上記した企業の結合体とは異なって金融機関を中心とはしていても、主要企業間の関係はいわば水平的であり、水平的結合関係との呼称が相応しいものであった。いわゆる戦後日本の六大企業集団といわれるものは、このような形態であったわけである<sup>(2)</sup>。もちろん、そこでも上位企業による株式保有と役員派遣等による集団内下位企業への支配はなくてはなかったが、集団内の主要な企業間の関係は、やはりむしろ水平的であったというべきなのである<sup>(3)</sup>。

(1) もちろん、実際にはその保有の形態は非常に複雑ではある。

(2) いうまでもなく、戦後日本の企業集団の研究は多数存在する。私見によれば、その中でも、経営・経済学的観点からのものとしてとくに注目すべきは、柴垣和夫「財閥解体と集中排除」東京大学社会科学研究所編『戦後改革 7 経済改革』33頁以下（東京大学出版会，1974）、奥村宏『法人資本主義の構造』（日本評論社，1975）、同、『日本の株式会社』（東洋経済新報社，1986）、富森虔児『現代資本主義の理論』（新評論，1977）、西山忠範『支配構造論』（文眞堂，1980）、北原勇『現代資本主義における所有と決定』（岩波書店，1984）などの理論的・実証的な研究であると思われる。法的研究もちろんあるが、経済学に比べれば、相当に薄いという感否めない。法理論的研究という点では（法学的実証研究ではなく）、再度、川島武宜『所有権法の理論』（岩波書店，1949）に立ち返る方がかえって近道になるのかもしれない。その際には、法学研究ではないが、有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』（青木書店，1991）を吟味することも必要のように思われる。

(3) 1977年までの独占禁止法は、純粋持株会社を禁止しており事業持株会社は禁止していなかった。そこで、事業持株会社が他会社株式を所有したり、他社の事業活動を支配するといったことは、もちろんあり得るところではあった。しかし、筆者は、その事業持株会社が主力事業を行い、従属会社は新規事業や付随業務を担当するという方式での企業集団経営であったといったような、一部で説かれている見解は用語の用い方にもよるが、本文で述べた六大企業集団すなわち戦後日本の主要な企業間関係には当てはまらないように思う。なお、独占禁止法上の「企業結合規制」の仕組み等についての比較的最近の文献として、川濱昇=泉水文雄=武田邦宣=宮井雅明=和久井理子=池田千鶴=林秀弥『企業結合ガイドラインの解説と分析』（商事法務，2008）を参照のこと。

ところが、1997年に純粹持株会社が解禁されたことから、それ以降はこの持株会社を頂点とするピラミッド型等の企業集団も法律上存在しうることになる。もっとも、この97年改正独禁法は、事業支配力が過度に集中することになる持株会社はなお禁じている。とともに、2007年の改正では持株会社だけでなく、会社一般についてそのような場合が禁止されることになった（独禁9条1,2項<sup>(4)</sup>）。

内部統制の構築・運用は個々の企業の課題ないし問題でもあるが、同時に企業集団の課題でもあり得る。実際に、これまでの裁判例でもそのような場面を問題とした事例があるし<sup>(5)</sup>、近時報じられている企業不祥事の中にも親会社ないしは企業集団の上位会社の取締役・監査役の責任が、裁判上追及されると思われる事例みられるところである。そしてまた、そのような現実と関って、会社法や金融商品取引等の法令等においても、限定的ではあるにしても、企業集団内部統制に関連する定めが設けられている。むしろ、企業は単体のままでのみ存在するものでないのがほとんどであるという現実を前提にするなら、内部統制の問題も、実際上も法的にも集団全体をそのまま捉えることこそが、本当は重要なはずである。本稿では、内部統制の開示と監査<sup>(6)</sup>の問題について、企業集団を念頭に検討を試みることにする<sup>(7)</sup>。

---

(4) 過度に事業支配力が集中するという点に着目する限り、持株会社であろうと一般の会社であろうと同じことだからである。

(5) 大和銀行事件・大阪地判平成12・9・30判時1721号3頁、JCO臨海事故事件・水戸地判平成15・3・3判タ1136号96頁、雪印食品事件・東京高判平成17・1・18金判1209号10頁など。それらを含むが、企業集団に限らず内部統制に関する裁判例に言及する文献として、大谷郁夫『裁判例・実例から学ぶ企業不祥事を防ぐ内部統制システム』（中央経済社、2007）、とくに59頁以下を参照のこと。

(6) 監査すれば監査報告を作成するので、その意味では監査は開示であるともいえようが。

(7) 内部統制の問題を企業集団という枠組みで考察したおそらく唯一の著書として、高橋均編著『企業集団の内部統制』（学陽書房、2008）がある。本稿でも同書を参照させていただいている。

## 二 内部統制システムの開示

### 1 事業報告での開示

#### (1) 会社法施行規則の要請

企業集団における内部統制の開示として、経営者側の課題として、①事業報告での開示、②有価証券報告書における開示、③コーポレート・ガバナンス報告書における開示がある。会社法の立法過程にあって、会社法案の国会審議においては、企業結合法制についての手当てがまだ不十分であり、今後さらに検討すべきである旨の指摘がなされ<sup>(8)</sup>、そのような指摘を踏まえ、つぎのように説明されていた。すなわち、結合法制の全面展開とまではいかななくても、「開示」の場面において、少しでもそれに資するべく手当てをする余地があるかを検討して、会社法施行規則の立案過程で工夫することにし、今回のような企業集団内部統制に係わる規定を設けることにした、というのである<sup>(9)</sup>。

事業報告は、文書または電磁的記録をもって作成される会社の状況に関する重要な情報を説明する資料であり、各事業年度の終わりに作成される（会社法435条2項、3項、以下、カッコ内では会社法を単に会社という。会社法施行規則117条—126条、以下、カッコ内では会社法施行規則を単に会社則と呼ぶ）。周知のように、2005年前商法での事業報告書は、その内容中に会計に関する部分とそれ以外のものを含んでいた（2005年前商法281条1項3号、同商法施行規則44条2項、103条、以下、2005年前商法を旧商法と呼ぶ）。しかし、会社法では会計に関する部分

---

(8) そのようなこともあって、2005年6月の第162回国会における衆参両議院での会社法案の可決時には、「企業再編の自由化、及び、規制緩和に伴い、企業集団や親子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわれることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任のあり方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと」が付帯決議されている。

(9) 江頭憲治郎=相澤哲=大塚真弘=武井一浩「新春座談会：会社法下における企業法制上の新たな課題〔下〕」[相澤発言]商事1789号5頁(2007)。

はすべて計算書類およびその附属明細書の内容とされている<sup>(10)</sup>。さて、会社法における事業報告での企業集団内部統制についての開示であるが、まず、施行規則 118 条 2 号は、「法第三百四十八条三項第四号、第三百六十二条第四項第六号並びに第四百十六条第一項第一号ロ及びホに規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要」を規定している。つまり、取締役・執行役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備につき取締役・取締役会の決定・決議があるときは、その内容を事業報告に記載しなければならないとしているわけである。そして、会社法 348 条 3 項 4 号の規定を受けた施行規則 98 条 1 項 5 号、会社法 362 条 4 項 6 号を受けた施行規則 100 条 1 項 5 号、会社法 416 条 1 項 1 号ホを受けた施行規則 112 条 2 項 5 号は、それぞれに「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を掲げており、取締役会設置会社であろうとなかろうと、監査役設置会社であるか委員会設置会社であるか否かにかかわらず、それらの会社が企業集団内にあるならば、企業集団内部統制の開示が法令上要求されていることが知れる<sup>(11)</sup>。そして、その規定の仕方からして、当該体制については、当該会社が親会社であるか子会社であるかによって<sup>(12)</sup>、

(10) したがって、会社法上の計算書類は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表ということになる。会社 435 条 2 項、会社則 59 条 1 項、同 96 条-116 条。

(11) それから、会社則 120 条 2 項 2 文は、事業報告の対象となる事業年度に係る連結計算書類を作成した会社の事業報告においては、当該連結計算書類作成会社およびその子会社から成る企業集団の現況に関する事項を記載することにより、当該事項については当該事業報告作成会社単体についての記載を省略することができるとしている。これは、定時株主総会の招集に際し、事業報告も連結計算書類も株主に提供されることから（会社 437 条、同 444 条 6 項）、いずれか一方に記載されていれば十分あるとの趣旨からである。これに関し、弥永真正『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則』672-673 頁（商事法務、2007）参照。

(12) 会社法における親会社、子会社の認定基準は、旧商法上のそれとは異なって、議決権数で形式的に判定するというのではなく、実質基準も導入された。会社法 2 条 3, 4 号。会社則 3 条 1, 2 項。もう少し具体的にいえば、まず、①ある会社が他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体）の議決権総数のうち、自己の計算において所有する議決権が過半数である場合、そのある会社は他の会社等の親会

決定する内容も異なることになる<sup>(13)</sup>。立案担当官の説明によれば、親会社側では、例えば、(イ)子会社での業務の適正の確保のための議決権の行使方法とか、あるいは(ロ)親会社の監査役と子会社監査役等との連絡に関する事項等につき決定することが考えられるし、他方で、子会社においては、例えば、(イ)取引の強要等会社による不当な圧力に関する予防や対処の方法、(ロ)親会社の役員等と兼

---

社と認定される。同3条3項1号。このときの議決権数には、その会社が自己の計算において有するもののほか、その子会社や子法人等がそれぞれの計算において有するものも合算される。同3条3項1号2括弧書。子法人等とは、「会社等」(同3条3項2号)から「会社」(同2条1項)を除いた事業体(組合、財団法人など)のうち、ある会社によって財務・事業の方針の決定をその会社によって支配されているものことである。そして、ここにいう子会社には、つぎのようにして認定される子会社も含まれる。②ある会社が自己の計算で所有する他の会社等の議決権は40%以上で過半数には達しないが、(イ)自己所有等議決権が50%超の場合。同3条3項2号イ。ここで、自己所有等議決権数とは、自己の計算で所有する議決権に、自己の意思と同一内容の議決権行使が契約などから見込まれる者の有する議決権を加算した合計数のことである。すなわち、ある会社とその支配下にある事業体が有する他の会社等の議決権の合計数は40%以上にすぎなくとも、その会社と横のつながりが緊密な者たちが所有する分を加えれば過半数になる場合には、そのある会社と他の会社等は親子関係にあると判定される。(ロ)他の会社等の取締役の過半数を占めている場合。同3条3項2号ロ。これは、ある会社の現在または過去の役員・従業員が他の会社等の取締役・理事などの過半数を占める場合のことである。(ハ)支配契約の存在。同3条3項2号ハ。ある会社が他の会社等の重要な経営方針の決定について、自社の同意を要する旨を契約で定めるような場合のことである。(ニ)50%超の融資。施行規則3条3項2号ニ。他の会社等における資金調達額のうちで、ある会社とそれと緊密な関係者の行う融資が50%を越える場合である。(ホ)その他支配を推測させる事実の存在。同3条3項2号ホ。③右記の②(イ)に加えて、同じく②(ロ)～(ホ)のうちのどれか一つに当たれば親子関係ありと認定される。同項3号。この基準の意義は、ある会社自体が他の会社等の議決権を全く有しない場合でも、ある会社の支配下にある事業体とかある会社と横のつながりが緊密な者たちの所有する他の会社等の議決権の合計が過半数に達すれば、「自己所有等議決権が50%超」の場合に含まれることである。龍田節『会社法大要』489-491頁(有斐閣、2007)参照のこと。このようにして、会社法では、親子会社の範囲は相当に広く把握されるようになった。しかし、それにしても「企業集団」の認定は親子会社関係を軸に構想されている。そのような制度設計が適切かについては、疑問は残る。やはり、日本にはいまだ企業結合法制がないことが大きく影響しているのであろうが、その企業結合法制の立法化も、企業集団規制を射程に捉えることができるものであることが望ましい。

- (13) 相澤哲=石井裕介「株主総会以外の機関」相澤哲編『立案担当者による新会社法関係法務省令の解説』別冊商事法務 No. 300, 33頁(2006)。

任役員等の子会社に対する忠実義務確保に関する事項、(イ)子会社の監査役と親会社監査役等の連絡に関する事項等につき決定すべきとされている<sup>(14)</sup>。

## (2) 経団連のひな型

日本経済団体連合会は、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種のひな型」(2007年2月9日 社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会)を発表している。その中の「I事業報告第二・6業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」の項の「記載方法の説明」によれば、「業務の適正を確保するための体制(会社法第348条第3項第4号、第362条第4項第6号並びに第416条第1項第1号ロ・ホに規定する体制)を定めている場合には、当該体制の整備に関する決定をすることが会社法上義務づけられているか否かにかかわらず、以下の各事項についての決定の概要を記載する(会社法施行規則第118条第2号)」とされている。そして、その以下の事項には、**【委員会設置会社以外の会社】**、**【委員会設置会社】**の双方において、内部統制の構築があり、企業集団内部統制も含まれることから、このひな型は、企業集団を代表する親会社はもちろん、親会社の方針に基づき内部統制システムに係る取締役会決議(取締役間の決定)を行った子会社においても、事業報告において決議・決定の概要の記載という形で開示を求めているものといえる<sup>(15)</sup>。

## 2 内部統制報告書における開示

2004年以降、有価証券報告書の虚偽記載等の不適切な情報開示のケースが相次いで表面化したことから、財務報告に係る内部統制が有効に機能していなかったのではないかとこの疑問が生じることになった。そこで、情報開示に係る投資者の信頼を確保するための手段の1として、金融商品取引法(以下、「金商法」と略記する)が設けたのが内部統制報告書とその監査証明の制度であり、08年4月1日以降の事業年度から適用されている。

(14) 相澤=石井・前掲注(13)33頁。

(15) 「ひな型」27-28頁。

ここでは、金商法上の内部統制報告書における企業集団と関わる事項を取り上げる。金商法は、有価証券報告書提出会社（金商法24条1項、同23条の3第4項により有価証券報告書を提出した会社をも含まれる）のうちで、政令が定める有価証券を(ア)金融商品取引所に上場している発行会社または(イ)店頭登録している発行者（金商法24条の4第1項、金融商品取引法施行令（以下、「令」という）4条の2の7第1項）は、各事業年度ごとに、「当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下、「内部統制府令」という）で定める体制」について評価した報告書、すなわち内部統制報告書を作成し監査証明を受けたうえ、有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならないとしている（金商法24条の4の4第1項、193条の2第2項、内部統制府令1条、3条）。そして、この内部統制報告書・添付書類および訂正報告書は公衆の縦覧の供される（金商法25条）。

こうして、上場会社等は、当該会社の属する企業集団および当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制につき内部統制府令で定めるところにより評価した内部統制報告書を作成することになるが、そこでいう当該会社の属する企業集団および当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制として内部統制府令で定めるものとは、裏返していえば、当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制を当然のこととして指すわけで（内部統制府令3条）、内部統制報告書は内部統制府令に従い作成されることになる（内部統制府令4条 内国会社は第1号様式、外国会社の場合には第2号方式による）。記載事項は、内国会社に関しては、①代表者の役職氏名、②財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項、③評価範囲、基準日および評価手続に関する事項、④評価結果に関する事項、⑤付記事項、⑥特記事項などである（第1号様式）。もちろん、代表者等は基準日における内部統制の有効性を検証していさえすれば、それで足りるというわけにはい

かない。代表者が取締役である場合、有効性の継続的な検証を怠っていた場合には、会社に対する善管注意義務が問題となり得る<sup>(16)</sup>。また、そのこととの関連で、上記の⑤については、(a)決算日以降、内部統制報告書の提出までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合は、その事象を、(b)事業年度末日後内部統制報告書提出日までに、記載した重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合は、その内容を記載することになっている（第1号様式 記載上の注意(9)）。

### 3 コーポレート・ガバナンス報告書における開示

東京証券取引所（以下、「東証」という）は、2006年3月1日施行の「有価証券上場規程」等の一部改訂により、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する情報開示の充実、投資者にとりコーポレート・ガバナンスの比較可能性を高め、そのことにより、各上場会社の経営者が適切なディスクロージャーに積極に取り組むこと等を目的に、同年3月1日以降終了する事業年度から、東証に上場している会社に対し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下、「ガバナンス報告書」という）の作成を求めることにし、同6月から東証ホームページで開示することとした<sup>(17)</sup>。

会社法の施行は同年の5月1日であったため、事業報告での内部統制システムに関する取締役会決議の内容等の開示は、経過措置によって先送りされていたが、ガバナンス報告書の記載要領<sup>(18)</sup>では、施行規則100条に規定された内部統制システムの各体制とほぼ同様の内容が例示されている。結局ここでは、い

(16) 川口恭弘「金融商品取引法における内部統制報告書制度・確認書制度」月刊監査役532号32-33頁（2007）、川村正幸編『金融商品取引法 第3版』169頁（中央経済社、2010）。

(17) 「コーポレート・ガバナンス報告書」記載要領の「IV内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の項では、基本的考え方、整備状況、模式図（参考資料）の添付について」が掲げられているが、整備状況事項の1つとして、「グループ会社を有している場合には、当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況について記載することが考えられます」が挙げられている。

(18) 高橋・前掲注(7)128頁〔黒木克哉〕。

わば施行規則での義務化に先行して、事業報告での開示項目が織り込まれていたといえる。そのために、事業報告での開示に先立って、ガバナンス報告書でその会社および企業集団内部統制システムや、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える可能性がある特別な事情について開示する企業も見られるところとなったのである<sup>(19)</sup>。「ガバナンス報告書」は、導入の当初から「最終年月日」を記載することになっていたのであり、内部統制システムは継続的に運用されつつ、随時変化するものであることを、当然のこととして前提にしていたのであるが、「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2007」(2007年3月)の添付資料④によれば、企業集団を含む「グループ」について述べている会社の割合が2,356社中81.2%であったとのことである<sup>(19)</sup>。これが、10年9月10日現在で東証に株券を上場している内国会社2,294社を対象とする調査結果の報告書である「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2011」の添付資料④によれば、93.1%へと上昇していることが注目される。

### 三 内部統制監査

#### 1 企業集団内部統制監査の意義

親子会社あるいは親会社・孫会社あるいは関連会社・関係会社<sup>(20)</sup>を含めた経営が行われ、また連結計算書類<sup>(21)</sup>が作成される今日では、その企業集団自体やそれに属する個々の企業の経営や計算をみることで、企業集団全体としてまたそれに属する個別企業の実態を可能な限り正確に把握することに繋がっている

---

(19) 添付資料は、東証上場部からファックス送信していただいた。

(20) 関連会社とは、会社が他の会社等の財務・事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く)のことである。計算則2条3項18号。これに対し、関係会社とは、当該株式会社の親会社、子会社および関連会社ならびに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。計算則2条3項22号。

(21) 連結計算書類とは、当該会社とその子会社で構成する企業集団の財産及び損益の状況を明らかにするための計算書類であり(会社444条1項)、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等移動計算書、連結注記表からなる(計算則61条)。

く。しかし、日本では、前記のように、まだ本格的な企業結合法制の立法はこれからというところであり、そのような状況にあることとも関連し、企業集団それ自体を対象とし、業務・会計監査を実施するということろまでには至っていない。すなわち、会社法施行規則 100 条 1 項 5 号によれば、企業集団内部統制とは、当該株式会社ならびにその親会社および子会社によって構成される「企業集団」における業務の適正を確保するための体制のことであり、子会社を有する会社として、企業集団全体でどのような内部統制システムを整備すべきかを意味する。そして、企業集団内部統制監査とは、子会社をもつ親会社として自社でどのような内部統制システムを整備すべきか、会社に親会社がある場合その会社でどのような内部統制システムを構築・運用すべきかが、その会社の監査役としての監査の対象になるというものである<sup>(22)</sup>。換言すると、「企業集団内部統制」の監査とはいっても、そして監査役と監査人との連携等が意識されているとしても（たとえば、「監査役監査基準」12 条も、監査役と会計監査人との連携を規定している）、その集団自体の内部統制自体を全体的に、複数の監査役あるいは監査委員が監査するというものではない<sup>(23)</sup>。その点では大きな限界を有することは承認せざるを得ないわけである。しかし、そのような意味においてであれ、大会社では、企業集団内部統制システムの整備が経営側の責務とされ、監査役がそれをチェックすることが義務づけられたことの意義は少な

(22) 武井一浩『『内部統制監査役監査基準』の解説——企業価値を高める『日本版内部統制』の実現に向けて』別冊商事法務 No. 307, 97 頁 (2007)。

(23) もちろん、会計の監査に限っていえば、事情は相当に異なる。三・3 で言及するように、今日では、企業集団ないしグループを一体のものとし、その全体の計算をまとめて示す連結会計（「開示」も）が、金商法では主体になっている。金商法では、内部統制報告書につき、財務計算書類の監査証明とは別に、公認会計士または監査法人による監査証明を受けることが義務付けられているが（金商 193 条の 2 第 2 項）、経営者による内部統制の評価は連結ベースすなわち子会社・関連会社を対象に行なわれ、したがって監査人によるその監査もまたその範囲を対象に実施される。経営者による評価につき、中村聡=鈴木克昌=峰岸健太郎=根本敏光=斎藤尚雄『金融商品取引法——資本市場と開示編〔第 2 版〕』442 頁以下（商事法務，2011）参照のこと。会社法上も、大会社でありかつ有価証券報告書提出義務のある会社は、単体として計算書類のみならず連結計算書類を作成することが求められている（会社 444 条 3 項）。

くはないと考える。

## 2 「監査役監査基準」, 「内部統制監査役監査実施基準」における 企業集団内部統制監査

日本監査役協会監査法規委員会は、2007年1月12日に「監査役監査基準」を改定し、同年4月5日にはその「監査役監査基準」の実質的には一部をなすものである「内部統制システムに係る監査の実施基準」(以下、「内部統制監査実施基準」という)を公表した<sup>(24)</sup>。

07年「改定監査役監査基準」41条は「企業集団に関する監査等」について規定し、子会社および重要な関連会社(本条において「子会社等」という)を有する会社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、その職務を執行すること(同1号)、監査役は、内部統制システムが、親会社および子会社等から構成される企業集団内において適切に整備されているかに留意しつつその職務を執行するとともに、企業集団全体の監査環境の整備にも努めるべきこと(同2号)、監査役は、監査役としての職務執行にあたり、親会社および子会社等の監査役、内部監査部門等および会計監査人等と積極的に意思疎通と情報の交換を図るよう努めねばならないこと(同3号)、また、取締役の職務執行を監査する必要があるときには、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査すべきこと(同4号)を求めている。連結経営が主流の現況においては、企業集団全体のうちの一部に潜在するリスクの管理等、企業集団を前提とする内部統制の構築・運用とその監査が的確に実施されていなければ、個々の企業の取締役(執行役)や監査役(監査委員)が善管注意義務・忠実義務違反に問われかねないであろう。もっとも、41条の規定はあまりに抽象的にすぎ、

(24) また、同じく日本監査役協会から、「監査委員会監査基準」(2007年5月19日改訂)、「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」(2008年2月4日制定)が公表されており、「監査役監査基準」の41条に対応するものが、「監査委員会監査基準」ではそれよりは簡略に16条で、「実施基準」の12条と同一内容が、「監査委員会監査の実施基準」では15条に規定されている。以下では便宜上、「監査役監査基準」、「実施基準」を念頭に述べることにする。

たとえば3号に定めるところなど、どの程度あるいはどのような内容まで実施する必要があるか、同号違反が問題となるのはどのような場合であるか明確でないなどの問題点がある。また他方では、極めて「常識的」に過ぎるといった感もなきにしもあらずでもある。ただし、繰り返しなが、日本の「会社法」の歴史の中では重要な意義を有する改定ではあったというべきなのではあろう。

2011年3月10日、「監査役監査基準」が改定され、今日に至っている。この「改定監査役監査基準」では、その22条で企業集団監査につき規定されている。同条1項は、「子会社及び重要な関連会社（本基準において「子会社等」という）を有する会社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、取締役の子会社等の管理に関する職務の状況を監視し検証する。」とし、同2項では、「監査役は、子会社等において生じる不祥事等が会社に与える損害の重大性の程度を考慮して、内部統制システムが会社及び子会社等において適切に構築・運用されているかに留意してその職務を遂行するとともに、企業集団全体における監査の環境の整備にも努める。」と規定し（下線部分は改定を示す）、「会社」の監査役の職務を一層明確に定めることとした。この改定で、07年「改定監査役監査基準」41条3・4号の内容は、企業集団における監査の方法という見出しのもと、35条2・3号に規定され、その前の1号に、「監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。」が挿入されていることに留意すべきであろう。11年に、企業集団監査につき、22条に定めるような改定がなされた趣旨としては、「子会社等において生じる不祥事等が会社に与える損害の重大性の程度を考慮」した監査の重要性など、企業集団経営の観点から監査役として果たすべき職責を、07年「改定監査役監査基準」よりもより明確するためのものであったと説明されているが<sup>(25)</sup>、筆者も、一応はこのように評価してよいと考えている。

「監査役監査基準」より「内部統制監査役監査実施基準」の方が、企業集団

---

(25) 武井一浩「平成23年改定版「監査役監査基準」「内部統制監査実施基準」の解説」別冊商事法務 No.360, 55頁(2011)。しかし、そうであっても、子会社監査役は、親会社に対し職務上の責任を負うものではない。

内部統制について、詳細に定めているのはいうまでもない。07年の「内部統制監査実施基準」12条は、3つのリスクと9つの統制上の要点を挙げ、監査役が企業集団内部統制につき監視・検証する場合の重要な着眼点について示唆していた。すわなち、(1)重要な子会社で法令等遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制、効率確保体制に不備がある結果、会社に著しい損害が生じるリスク<sup>(26)</sup>、(2)重要な子会社での内部統制システムの整備状況が会社において適切かつ適切に把握されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク<sup>(27)</sup>、(3)子会社を利用してまた親会社から不当な圧力を受けて不適正な行為がなされ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスクについて<sup>(28)</sup>、重点的に監査すべきことを規定している(同条1項)。そして、(1)については、企業集団全体で共有する必要がある経営理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、それに沿った法令等の遵守、損失危険管理および情報保存管理体制等に関する基準が定められていて、それらの遵守に向けた適切な啓蒙活動とモニタリングが実施されているか(同条2項2号)、企業集団で重要な位置を占める子会社、内部統制リスクが大きい子会社、重要な海外子会社などが、企業集団内部統制の管理やモニタリングの対象から除外されていないか(同項3号)などが、重要な統制上の要点とされていた。(2)のリスクについての重要な統制上の要点としては、会

(26) このリスクは、端的に言えば、重要な子会社において、内部統制システムの整備の漏れがないかどうかのリスクということになる。武井・前掲注(22)98頁。

(27) このリスクは、企業集団内の各会社間をつなぐ情報伝達体制がうまくできているかどうかのリスクである。武井・前掲注(22)98頁。

(28) (3)のリスクは、会社が子会社に対して行う圧力と、会社の親会社がある場合に、親会社から加えられる圧力との、2つのリスクである。武井・前掲注(22)98頁。このことにつき、持永勇一=吉田良夫『内部統制の理念——金融商品取引法・会社法——』(第一法規、2007)79頁では、①子会社は自社で不正行為をしない、②親会社が子会社を通じて不正行為をしてはならない、③子会社は親会社から不正行為を要求されても不正行為をしてはならない、と表現されている。また、「グループ企業内の通報制度」の活性化が非常に重要であることも指摘されている。同172頁。そのとおりであろう。また、「実施基準」と同じく、日本監査役協会監査法規委員会が2007年4月5日に公表した「監査役監査実施要領」でも、その第7章6項第7において、企業集団内部統制監査について「実施基準」と同様の内容が例示されている。月刊監査役528号94-95頁(2007)参照のこと。

社に子会社の内部統制システムの整備状況を定期的に把握しモニタリングをする統括本部等が設置されており、子会社の内部統制システムに係る重要な課題について問題点が発見され、適切な改善措置が講じられているか、子会社において法令等違反行為その他の著しい損害が生じる事態が発生した場合に、会社が適時かつ適切にその状況を把握できる情報伝達体制が整備されているか（同4号）、子会社に監査役が置かれている場合、当該監査役が、第8条から本条に定めるところに従い、当該子会社の内部統制システムにつき適正に監査を実施し、会社の統括本部等および監査役との間で意思疎通および情報の交換を適時かつ適切に行っているか、子会社に監査役が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子会社または企業集団全体で別途整備されているか（同項5号）、企業集団内で共通化すべき情報処理等が適正にシステム化されているかどうか（同6号）などが挙げられていた。(3)のリスクについては、会社が、子会社を利用しての適正ではない行為に関し、その状況を適時に把握し適切な改善措置を講じる体制が整備されているか否か（同項8号）、会社に親会社がある場合、少数株主を犠牲にし親会社の利益を不当に図る行為を防止する体制が整備されているかどうか（同項9号）などが統制上の重要な要点として掲げられていた。この点、11年「内部統制監査役監査実施基準」でも、全体に合わせて「整備」という用語が「構築・運用」に変更されただけで、内容に変更はない。

### 3 財務報告に係る内部統制基準・実施基準、実務上の取扱い

二・2で述べたように、金商法上、上場会社等は、当該会社の属する企業集団および当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確認するために必要なものとして内閣府令で定める体制について評価した「内部統制報告書」を有価証券報告書と併せ、事業年度ごとに提出しなければならないが、その内部統制報告書は、有価証券報告書に記載される財務諸表・連結財務諸表を監査する監査法人・公認会計士の監査を受けなければならない（金商法193条の2第2項）。もっとも、財務報告に係る内部統制の内容につき、金商法およ

び内部統制府令に格別の規定があるわけではなく、内部統制報告書の用語、様式および作成方法について、内部統制府令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準に従うものとされているところから（内部統制府令1条4項）、企業会計審議会が定める「内部統制の評価及び監査の基準」が財務報告に係る内部統制の実質的な内容を定めることになる<sup>(29)</sup>。

そこで、監査人による企業集団内部統制監査につき、右の基準等における扱いを少しみることにしよう。11年3月30日に、企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」が公表された。これは、07年2月15日の「意見書」を踏まえつつも、財務報告に係る経営者の評価とそれについての監査人監査の仕方（方法）をより簡素化・明確化することを目的とするものである。全社的内部統制の評価は簡素化に属する事項であるといえる<sup>(30)</sup>。意見書を受けた実際の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下、「内部統制基準」という）では、まず経営者が全社的内部統制の整備および運用状況、ならびに、その状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度等を評価するが（「内部統制基準」Ⅱ・3(2)<sup>(31)</sup>、これにつき監査人はその妥当性を検討することになる。その検討に当たり、取締役会、監査役または監査委員会は、内部統制等、経営レベルにおける内部統制の整備および運用状況につき十分に考慮しなければならず（「内部統制基準」Ⅲ・3(3)）、監査の実施において不正または法令に違反する重大な事実を発見したなら、経営者、取締役会および監査役または監査委員会に報告する等の措置を講じるとともに

(29) 中村ほか・前掲注(23)431頁。

(30) 他方で、「開示すべき重要な不備」（改定前の「重要な欠陥」）の判断等は明確化を目指す改定だといえる。

(31) 続けて、その際に、経営者は、組織の内外で発生するリスク等を十分に評価するとともに、財務報告全体に重要な影響を及ぼす事項を十分に検討することが求められ、その事項には、例えば、全社的な会計方針および財務方針、組織の構築および運用等に関する経営判断、経営レベルにおける意思決定プロセス等がこれに該当するという。

〔内部統制基準〕Ⅲ・3・(6)、効果的かつ効率的な監査実施のため監査役との連携の範囲と程度を決定しなければならない（〔内部統制基準〕Ⅲ・3・(7)）。ここにも、監査役と監査人の連携が重視されていることが知れるのである。

つぎに、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下、「実施基準」という）を概観しよう。「実施基準」Ⅱ・2・(1)では、経営者の行う財務報告内部統制の有効性評価は、「原則として連結ベースで行なうものとする（企業集団全体に関り連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制を以下「全社的な内部統制」という）」とし、前記の「内部統制基準」よりもより直截に、「全社的な内部統制」とは企業集団内部統制である旨を明確にしていることが注目される<sup>(32)</sup>。そして、監査人は経営者の評価した企業内部集団内部統制

(32) そして、①「財務報告に係る内部統制の有効性の評価は、原則として連結ベースで行なうものとする」とは、連結財務諸表を構成する有価証券報告書提出会社および当該会社の子会社ならびに関連会社を、財務報告に係る内部統制の評価範囲の決定手続を行う際の対象とすることをいい、次の点に留意するものという。

イ. 連結対象となる子会社等（組合等を含む）は、評価範囲を決定する際の対象に含まれる。なお、子会社が上場しており、当該子会社が本基準に基づき内部統制報告書を作成し監査を受けている場合、親会社は、当該子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に当たって、当該子会社の財務報告に係る内部統制報告書（内部統制報告書が作成途上である場合における当該子会社からの報告等を含む。）を利用することができる。

ロ. 持分法適用となる関連会社は、評価範囲を決定する際の対象に含まれる。ただし、当該関連会社が本基準に基づき内部統制報告書を作成し監査を受けている場合、または当該関連会社が他の会社の子会社であって当該関連会社の親会社が本基準に基づき内部統制報告書を作成し監査を受けている場合には、イのなお書きに準じて取り扱う。なお、当該関連会社における他の支配株主の存在の有無、当該関連会社への投資持分および持分法損益の状況、役員（取締役、監査役等）の派遣や兼任の状況などによって、子会社と同様の評価が行えないことが考えられるが、そうした場合には、全社的な内部統制を中心とし、当該関連会社への質問書の送付、聞き取りあるいは当該関連会社で作成している報告書等の閲覧、当該関連会社に係る管理プロセスの確認等適切な方法により評価を行なう必要がある。

(注1) 持分法適用となる関連会社が他の会社の子会社であって当該関連会社の親会社が本基準に基づき内部統制報告書を作成し監査を受けている場合、①当該親会社の内部統制報告書または②当該親会社が当該関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性に関して確認を行なっている旨の書面を利用することができる。

(注2) 持分法適用となる関連会社への役員の派遣や兼任の状況などにより、

を監査する。「実施基準」Ⅲ・4・(1)は、監査人がなすべき、経営者による全社的な内部統制の妥当性につき定めるものであるが、その検討に当たっては、取締役会、監査役または監査委員会、内部監査等、経営レベルでの内部統制の整備・運用状況につき、Ⅱ「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」3.(7)イ、ロに記載の内部統制の記録の閲覧・経営者に対する質問等を通じ、各評価項目についての経営者の評価結果、経営者が当該評価結果を得るに至った根拠等を確認するなど、経営者の評価結果の適切性を慎重に検討すべしとし、「内部統制基準」と同様の趣旨を述べていることに注目すべきと思う。

「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」(最終改正 2011年8月10日 監査・保証実務委員会報告第82号、以下、「実務上の取扱い」という)をみる。これは、同「実務上の取扱い」07年10月24日の最終改訂版に当たるものである。

07年「実務上の取扱い」でも、その「8. 全社的な内部統制の評価の検討方法」の「(1)全社的な内部統制の評価の位置付け」において、「全社的な内部統制とは、企業集団全体に関わり連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(内部統制評価の基準3.(1))<sup>(33)</sup>とされていた。「全社的な内部統制」

---

子会社と同様の評価が行なえないことが考えられる。そうした場合には、当該関連会社の全社的な内部統制を中心として、当該関連会社への質問書の送付、聞き取りあるいは当該関連会社で作成している報告書等の閲覧等適切な方法により評価を行なうことを基本とするが、当該評価が行なえないなど、特段の事情がある場合には、当該関連会社に対する投資損益の把握などの管理プロセスの確認等の適切な方法により評価を行なうことができることに留意する。

- ハ. 在外子会社等についても、評価範囲を決定する際の対象に含まれる。ただし、当該在外子会社等について、所在地に適切な内部統制報告制度がある場合には、当該制度を適宜活用することが可能である。また、所在地に内部統制報告制度がない場合であっても、歴史的、地理的な沿革等から我が国以外の第三国の適切な内部統制報告制度が利用することが考えられ、そのような場合には、これを適宜活用することが可能である、としている。

- (33) ここで掲げられている「内部統制評価の基準」とは、もちろん、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」(企業会計審議会、2007.2.15)のことであり、3.1というのは、この「基準」のⅡ3.(1)のことである。以下、11年のものについても同様の略記の仕方をする。

とは、単に各企業の内部統制の全体としての集まりという意味で用いられているのではなかったわけである。そして、「(2)全社的な内部統制の評価の検討①整備状況の評価の検討」で、「内部統制評価の実施基準の(参考1)」<sup>(34)</sup>に示された評価項目の例に照らし、経営者が、企業集団内の子会社や事業部等の歴史や習慣そして組織構造等の観点からみて、全社的な内部統制の評価単位を適切に設定しているか、企業集団のそれぞれの状況に応じ、評価単位と項目が適切に設定されているか等を検討すべきこと等につき言及されていた。

11年の「実務上の取扱い」は、前掲の企業会計審議会の意見書等を受け、監査人が実施する内部統制監査における実務上の取扱いに、それらを反映させようとするものであった。そこでは、企業集団内部統制について、従前より一層詳細な定めを設けられている。例えば、まずⅦでは、「評価範囲の妥当性の検討」という項目が掲げられており、それには2として、「全社的な内部統制及び全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセスの評価範囲の検討」が挙げられている。また、3「業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の検討」の項目においても、(1)重要な事業拠点の選定①事業拠点の捉え方においては、事業拠点は、企業集団を構成する会社単位で捉えられることが多いと考えられるが、その場合に必ずしも地理的概念や法的組織区分にこだわらず、経営者が企業集団の経営管理の実態に応じ事業拠点を識別しているかを検討する必要があるとし、②事業拠点の選択指標の項では、経営者が採用した重要な事業拠点の選定指標が企業集団における各事業拠点の事業活動の規模を示す指標として妥当か否かを検討すべしとされている。もっとも、集団としての企業体を対象とする評価と監査を重視すべしとの考えが端的に現れているのは、Ⅷ「全社的な内部統制の評価の検討方法」のところだろう。

Ⅷでは、1.全社的な内部統制とは、企業集団全体に関り連結ベースでの財務報

---

(34) 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(企業会計審議会、2007・2・15)の参考図1のことである。この参考図については、池田唯一編著『総合解説 内部統制報告制度』(税務研究会出版局、2008)404頁以下を参照のこと。なお、以下では上記の基準のことを「実施基準」という。

告全体に重要な影響を及ぼす内部統制であるが（内部統制評価の基準 2. (1)）、経営者・監査人はまず全社的内部統制を評価し、その評価結果を踏まえ、全社的内部統制では重要な虚偽記載を防止・発見できないと判断した事業プロセスに係る内部統制を評価する、いわゆるトップダウン型のリスク・アプローチに基づく内部統制の評価または監査を実施することが求められ、全社的内部統制の評価の検討（とくに整備状況の評価の検討）は、監査プロセスの早い段階で実施することが必要なこと、また全社的内部統制には、ITに係る全社的内部統制も含まれることに言及されていることが注目される。2. 全社的内部統制の評価の検討としては、「実施基準」3. (7)④イおよびロに記載の経営者の全社的内部統制評価の状況を示す記録を入手し、運用状況については、内部統制の同一性をモニタリングする内部監査が良好に運用されていることを前提に、親会社の本社等で実施することになるが、事業拠点に往査するかは重要な虚偽記載の発生するリスクが高いと判断される場合には検討されるべしとする。その際の整備状況の評価についての検討であるが、経営者が採用する評価項目が、「内部統制評価の実施基準（参考1）」に示された財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目に照らし、企業の状況に即した適切な内容となっているかを検討することになり、ここでは、経営者が企業集団内の子会社や事業部等の歴史や慣習、組織構造等の観点から、全社的内部統制の評価単位を適切に設定しているかも検討すべきであるとする。運用状況の評価の検討は、それぞれの基本要素ごとに有効に整備され、実際に業務に適用されている内部統制から、運用評価手続の対象となる内部統制を選択して行い、手続の種類としては、財務諸表監査のリスク対応手段として実施するものと同様であり、担当者への質問、関連文書の閲覧、観察、再実施があること、全社的内部統制の評価の検討は、監査の早い段階での実施が前提となるため、経営者および監査人は、内部統制が期日末までに引き続き有効に整備・運用されていることも確かめなければならないとする。3. 全社的内部統制の不備の評価の検討としては、特定の財務諸表項目の虚偽記載を直接防止・発見しないタイプの全社的内部統制に不備が特定された場合は、それらの不備がどの程度の大きさの虚偽記載となり得るか特

定することはできないが、財務諸表全体レベル及び財務諸表項目レベルの重要な虚偽記載の発生可能性に影響を及ぼす可能性があるため、全社的內部統制の不備の評価の検討は、特定した不備により財務諸表の重要な虚偽記載が発生する可能性に基づき行なうとする。4. 全社的內部統制の評価結果が与える影響（トップダウン型のリスク・アプローチ）の検討としては、監査人は、内部統制の評価範囲への影響、内部統制の評価手続への影響に留意しつつ、経営者が全社的內部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲、方法等を適切に決定しているかを検討しなければならないと述べている。5. 内部統制の基本的要素との関係の項においては、「内部統制評価の枠組みの実施基準 2.」<sup>(35)</sup> にいう 6 つの基本的要素の観点から、企業集団全体を対象とし、財務報告の信頼性につき、直接または間接に企業全体に広範囲な影響を及ぼす内部統制を評価すべしとしている点が注目される。

## 四 会社法上の内部統制と財務報告に係る内部統制との関係

### 1 一般的な両者の関係

周知のとおり、会社法上の内部統制と財務報告に係る内部統制とがどのような関係があるかについては、見解の相違がある。異質説は、両者の目的は必ずしも同じではないとか<sup>(36)</sup>、あるいは会社法と金商法は無関係に立法されているから、両者の関係を議論すること自体あまり意味がないと主張する<sup>(37)</sup>。これに対し、同質説は、会社法上の内部統制は取締役の業務執行全般を包括すべきものと解すべきで、上場会社等に法に定める財務報告に係る内部統制の構築・運

(35) 「内部統制の枠組みの実施基準」とは、ここでは「内部統制評価の実施基準」と「内部統制監査の実施基準」の総称として用いられている。6 つの基本的要素とは、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）および IT（情報技術）への対応のことである。

(36) 川村・前掲注(16)166 頁、神田秀樹『会社法 第十三版』198 頁（弘文堂、2011）。

(37) 中村直人『判例に見る会社法の内部統制の水準』25 頁（商事法務、2011）。

用・評価が求められる以上、財務報告に係る内部統制も会社法上の内部統制の問題になるのだという<sup>(38)</sup>。論理としてはどちらも成り立つのである<sup>(39)</sup>。しかし、現実問題としては、経理全般に関する内部統制と、業務全般の内部統制とは構築及び運用の両面において相当程度重なるはずであること<sup>(40)</sup>、多数の会社が現に COSO モデルまたは実施基準をベースとして、会社法内部統制と財務報告に係る内部統制を構築していることに思い致せば、実務上受け入れやすいは同質的発想であり、それが現実的であると説かれることが多い<sup>(41)</sup>。筆者も、一般論として、上場会社等は金商法適用会社であるとともに会社法も適用されるのであり、両法の適用関係を区別する必要はないと考えるが、それはこの問題についても同様である。したがって、後者の捉え方が妥当であると思う。問題は、同質的な考え方をする場合に、会社法内部統制と財務報告内部統制とでどのような差異が生じるかである。

これについては、つぎのようにいうことができると思う<sup>(42)</sup>。まず、両者の対象とする業務の範囲が異なる。会社法内部統制は、取締役の善管注意義務を基礎に、取締役の業務全般を対象とするのに対し、財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性の確保を基礎とするものに限られる。というのも、「内部統制基準」、「実施基準」は、「内部統制」を、①業務の有効性および効率性、②の財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、の四つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るため業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスとしつつも、②財務の信頼性を目的とするのが、「財務報告に係る内部統制」であると整理しているからで

(38) 野村修也「シリーズ・内部統制の有効な構築に向けて(1) 内部統制に係る法制上の枠組み」T & A Master 194号4頁(2007)。

(39) 中村ほか・前掲注(23)466頁、鈴木克昌=浜口厚子=児島幸良『会社法・金商法下の内部統制と開示』139頁(商事法務, 2007)。

(40) 持永=吉田・前掲注(28)153頁。

(41) 川口・前掲注(16)35頁、中村ほか・前掲注(23)466頁、持永=吉田・前掲注(28)152頁、鈴木ほか・前掲注(39)138頁。

(42) この点については、中村ほか・前掲注(23)466頁以下に非常によく整理されているので、基本的にそれに依拠する。

ある。もっとも、「実施基準」で示されているように（「実施基準」I・1・(5)）、これらの目的と「六つの基本的要素」（「内部統制基準」I2）とは、いうまでもなく、相互に密接に関連しており、実際の内部統制の構築・運用においては、それぞれの目的と基本的要素が対応しながら整然と区別されるのではなく、法律上、内部統制報告制度の直接の対象となるのは、②の財務報告の信頼性を確保するためのものに限られるが、財務報告に係る内部統制を有効に構築・運用するためには、他の目的も無視できないことには注意すべきである。

第2に、金商法では事業年度末における財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書が求められ、また内部統制府令、「内部統制基準」「実施基準」で、客観的かつ具体的な評価基準が存在するが、会社法では、取締役会で会社法内部統制の基本事項を決議し、かつ事業報告において記載することが求められているにすぎず、その内容・評価などについての規定はない。それ故に、会社法内部統制では、一定の時期に客観的基準に従いその有効性を評価することは必ずしも求められず、取締役が善管注意義務を果たしたといえる内容の内部統制を適宜整備すべきことになる。もっとも、それはもちろん、取締役が、会社法内部統制に無関心であってよいことを意味しはしない。会社を取り巻く経営環境の変化に対応した会社法内部統制の有効性を検証し、必要あるときは改善しなければ義務違反が問われ得るのは当然である。

第3は、監査役の開与の有無についてである。会社法内部統制では、監査役は取締役の職務執行全般を監査する義務を負う者として、内部統制監査も当然にその職責となる。仮に、取締役会で決議される内部統制の基本的内容自体は相当である場合でも、その細則・運用等に不備または開示すべき重要な不備があり、取締役の善管注意義務違反のおそれあるときには、「取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実」として、監査報告にも記載する必要がある場合もあろう（会社則129条1項3号）。これに対し、財務報告に係る内部統制の場合は、監査役の役割は統制環境を構成するものとして考慮される点はともかく、金商法において、明文で監査役自身が財務報告に係る内部統制の有効性を評価または監査することが要求されているかといえ

ば、そうではない。もっとも、下記に述べる点と関連するが、監査役は取締役の職務執行を監査すべきものである以上は、取締役の財務報告に係る内部統制評価につき監査したことが、法令違反になるものではない。第4の違いは、監査人の関与に関してである。前記のように、財務報告に係る内部統制の評価を記載した内部統制報告書は監査人の監査証明が必要であるが、会社法では会計監査人が監査を行う対象は連結計算書類及び計算書類並びにそれらの附属明細書であり（会社444条4項、同436条2項1号）、会社法内部統制の有効性の監査を行うことが求められているわけではない。

もっとも、会社法上、監査役監査の対象は内部統制の整備・運用に及ぶことから、経営者が財務報告に係る内部統制の有効性の評価を適切に行わない場合は、会社は金商法の財務報告内部統制制度に違反する、または財務報告に係る内部統制の有効性そのものが損なわれるおそれがある。そのようなときは、取締役が善管注意義務に違反するおそれがある。そのため、取締役による財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価も、監査役の業務監査の対象になる場合もあるというべきなのであろう。また、会社法上の計算書類と金商法上の財務諸表は事実上同一内容であるから、内部統制報告書についての会計監査人の意見は、監査人監査の方法と結果の相当性に対する監査役の意見に影響を及ぼし得ることになり<sup>(43)</sup>、監査人の監査意見を無視または看過したような場合も、監査役の善管注意義務違反が問題となるであろう。

## 2 企業集団内部統制

企業集団内部統制の場合にも、1で述べたことは基本的に妥当すると考える。それを前提に、もう少し具体的にみることにしよう。まず、二・1の開示で述べたところと多少重なるが、会社法施行規則100条1項1号に基づき、親会社の方では、子会社の業務の適正確保のための議決権行使の方針、子会社の役員・使用人等を兼任する役員・使用人による子会社との協力体制、子会社を統括す

---

(43) 中村ほか・前掲注(23)473頁。

る部署の設置など、子会社の監視体制に関する事項、これらの事項を定める子会社管理規程等を設けること、子会社に対する架空取引の指示など、子会社に対する不当な圧力を防止するための体制等につき、決定することが必要になってくる。他方、子会社側においては、取引の強要等親会社による不当な圧力に関する予防・対処方法、親会社の役員等を兼務する役員等の自社に対する忠実義務確保に関する事項、親会社が作成する計算書類または連結計算書類の粉飾に利用されるリスクに対する対応等につき決定することが求められると考えられる<sup>(44)</sup>。それ以外は、三・3で述べたとおりであるが、現実の企業集団は多様であるから、どうしても手探りというケースも出てくるであろう。重要性の低い子会社・関連会社か、それらを評価範囲から外す、したがって監査の範囲から外す「やむを得ない事情」に当たるか否か、その際の「正当な理由」とは何か、評価を実施できないことが財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼさないか、評価範囲から外された子会社等以外の財務報告に係る内部統制が有効であることの条件等に当たるか等の判断については、ある程度バリエーションがあるのはいたし方なく、実務経験の集積を待つのも止むを得ないと思われる。

法的責任については、どうであろうか。一で述べたように親子会社ないし企業集団を場面とする裁判例はあるものの、しかし、親会社あるいは企業集団の上位会社の取締役・監査役の子会社あるいは下位会社への法的責任を明確にするものはいまだないと思われる。そのような状況にあることとも関連して、親会社取締役・監査役の責任問題は難問ではあるが、多少言及しよう。まず、親会社が上記のように架空取引を子会社に指示したといった場合は、親会社取締役の親会社自体に対する責任が問題になり得る。したがって、このような場合は、親会社監査役としては、親会社取締役の子会社に対する指示等に違法性がないかどうかを監査することができるし、また監査しなければならない。仮に、違法とまではいえず不当である場合にも監査することを要するであろう。もし、そのようなとき、漫然と放置していたのであれば、監査役の親会社に対する善

(44) 鈴木ほか・前掲注(39)35頁、落合誠一編『会社法コンメンタール8—機関 [2]』230頁 [落合誠一] (有斐閣, 2009)。

管注意義務が問題になると思われる。親会社取締役の子会社への違法・不当な指図ではなくて、子会社取締役等自身の違法・不当行為に関与していたときも同様に考えてよかろう。これに対し、親会社取締役の関与が明白には認められない場合は、親子会社とはいえども法人格は別であり、また親会社取締役に子会社の違法・不当行為を防ぐに足りるだけの情報は無いことが多いであろうことから、親会社取締役の善管注意義務違反を問題するのは困難であろう。それ故に、監査役の問題にならない場合が多いのではなかろうか。もっとも、親子会社関係にあっては、子会社から重要な情報は吸い上げる体制が出来ていなければならない。それこそが、まさに企業集団内部統制の課題である。したがって、「子会社の違法・不正行為が全社的內部統制の不備を原因として生じた」というような場合には、親会社取締役の子会社に対する義務違反も問題となり、これを看過すれば監査役が善管注意義務違反の責を問われる事態も生じ得るとと思われる。親会社監査役が子会社における違法・不正行為を把握したが、この場合に、親会社の関与はなかったというときでも、しかし子会社の不正・違法行為により、親会社の連結決算に悪影響があるなら、当該子会社に必要な指導をすることは、親会社取締役の職責の範囲内というべきであろう。そのような場合、もし親会社取締役が何らの策も採らず放置したのであれば、親会社取締役の親会社・子会社双方に対する義務違反が認定される可能性もあると考える。そのようなおそれがある以上、親会社監査役は、少なくとも親会社の取締役会に報告すべきであり（会社382条）、放置しているとすれば、監査役自身が責任を問われる事態も生じ得るとと思われる<sup>(45)</sup>。

## 五 結びに代えて

少し古いデータとなるが<sup>(46)</sup>、日本監査役協会は、2007年11月9日に、同年

(45) 久保恵一=坂口正泰=池永朝昭「企業集団における内部統制と監査役監査——親子会社の関係を中心に」月刊監査役579号80頁〔池永報告〕参照。

(46) 日本監査役協会は、それ以降は同種の調査をまだ実施していない。

7月に実施した「監査役及び監査委員会の運用実態調査」の結果報告書を発表している<sup>(47)</sup>。多岐にわたる調査項目の中で、企業集団監査に係わる事項としては、IV監査活動の状況のうちの間35-1から6が直接に関係することになる。まず、「グループ監査役連絡会などの設置の有無」について、全体（ただし、「子会社を有する」会社のみが回答対象）で40.3%が設けており「連絡会の位置付け・性格（複数回答）」として、「グループ内監査役の相互の情報交換の場」が92%と圧倒的に多い。監査上の情報収集の方法ということでは、親会社の「監査役による往査」が全体で68.2%、ついで「内部監査部門等からの報告」58.3%、「子会社管理部門からの報告」48.0%の順になっている。

「監査役による往査」が第1位であることは、それだけ親会社監査役が企業集団内の監査に関する情報の収集に熱心であるといえ、その積極的な行動は高く評価されてよいと思われる。また、企業集団内での監査役連絡会が相当程度の会社でみられることも、集団内内部統制の整備・運用とその監査という観点からみた場合も、重要なこととして留意しておくべきであろう。他方で、「親会社の役職員又は監査役が子会社監査役を兼務することにより、情報収集能力を確保するケース」も40%を超えており、親子会社間の兼職を活用するケースも少なくはないようである<sup>(48)</sup>。企業集団内の情報収集の面で便宜ではあっても、そのような兼職が広汎に行われることが、企業の健全性の実現ないし確保という企業統治の観点全体からみた場合に、はたして適切・妥当であるかはもちろん問題ではあろう。

この小論では、企業の集まり全体の内部統制はいかにあるべきかという問題

(47) 月刊監査役534号(2007)。調査対象会社数は、監査役設置会社については同協会の会員会社5,641社、委員会設置会社については、同協会の会員会社67社と非会員会社43社(合計110社)であり、回答会社数は、監査役設置会社3,877社(回答率68.7%)、委員会設置会社67社(同60.9%)であったという。同協会は、同種の調査を2001年にも実施しており、両者の比較も可能な限り行うことによって、監査役制度の運用の“進化”を捉えるとともに、“課題”を浮き彫りすることに努めたという。前掲・同誌の「はじめに」より。

(48) 前掲注(46)133頁。なお、この調査結果のうち企業集団内の情報収集に関しては、上遠野恭啓「監査役・監査委員会制度の運用実態に関する調査結果の概要」別冊商事法務No.322,46頁(2008)も参照のこと。

意識のもと、その開示とそれと緊密な関係にある監査の問題について、いくつかの事項を挙げて多少の検討を試みた。しかしながら、日本では企業集団に関する包括的で体系的な規整がないことが、内部統制とその開示ないし監査をより一層充実させようとする場合に、大きな障壁として立ちはだかっているように思われる。